

令和元年 第8回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和元年 8月28日(水) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 松崎 久範
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第40号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請書承認について
- 第6 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第43号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第44号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
主 査 松元 裕司 係 長 兵藤 衣重

(開会14時00分)

[事務局]

それでは定刻でございますので、ただ今から、令和元年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい、それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会 会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番幸妻正浩委員、3番森清一委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日8月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、8月の業務報告についてでございます。

22日に農業者年金加入推進特別研修会に会長と大福委員が出席。23日には全国農業新聞市町村巡回に大福委員が出席。同じく23日に宮崎市で宮崎県女性農業委員連絡協議会総会及び研修会が開催され、木浦推進委員が出席しております。

総会関係でございますが、今月は21日に現地調査を行い、本日28日が総会となっております。

次に、9月の業務計画でございます。

3日には、切原地区を対象とした人・農地プランの話し合い。11日から12日にかけて、鹿児島市において九州・沖縄ブロック農業委員会女性農業委員研修会が開催されます。

9月の総会関係でございますが、20日が現地調査、30日に総会開催という予定となっております。総会の後には、農業者年金加入推進研修及び第2回高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、9月には、毎年行っております農地利用状況調査を10日から13日にかけて行うことで計画しております。表の下の方に載せておりますが、記載している日程ではご都合の悪い方もいらっしゃると思います。もしご都合がつかない方がいらっしゃいましたら、後ほどお申し出くださいますようお願いいたします。業務計画は以上でございます。

3ページをお開きください。県進達経過報告です。令和元年7月29日農業委員会総会の承認分の5条申請でございます。7月23日に現地調査、書類審査をしまして、県に進達しております。進達内容は表のとおりでございます。問題なく許可が出ております。以上です。

続きまして4ページをお開きください。農地法第3条の3の規定による届出書についてでございます。1件で1筆です。権利者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、323㎡でございます。取得事由は相続でございます。以上です。

[議長]

ただ今の報告並びに2ページから4ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第40号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番。令和元年7月29日、売渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、1,375㎡。ほか2筆。

2番。令和元年8月15日、売渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、963㎡。

3番。令和元年8月19日、貸渡しの申し出です。

申出者、〇〇〇〇。農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、1,145㎡。ほか3筆。

以上の申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

はい。ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番、売渡し申し出。担当委員、8番橋口卓史推進委員。順番委員、1番松井正一郎推進委員。

2番、売渡し申し出。担当委員、2番永友祥一推進委員。順番委員、5番永友定己推進委員。

3番、貸渡し申し出。担当委員、3番山口裕三推進委員。順番委員、6番木浦由子推進委員。

よろしく願いいたします。

日程番号5、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」

を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。16 ページをお開きください。議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、562㎡。所有権移転です。譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。担当の大福委員からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、1 番。

[1 番]

はい。1 番。〇〇に向かった〇〇坂を上がっていきますと、右の方に〇〇がございます。この〇〇から入っていきますと墓がありまして、その近辺になりますけれども、畑562㎡に対しまして、〇〇〇〇さんが権利を取得することなんです、高齡ではありますけれども息子さんの協力を得て、〇〇からここにきて、甘藷を作付したいということです。562㎡に対する対価は〇〇〇〇円となっております。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員3番。

[推進委員3番]

ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。17ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可条件を満たしていると考えます。以上でございます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。18ページをお開きください。議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」でございます。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、629㎡。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、賃貸駐車場です。

担当の二宮委員からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。20ページを見てください。略図が古すぎて、〇〇の場所が〇〇と書いてあります。

申請地は、〇〇からほどない北寄りの、小丸川の堤防まですぐのところですよ。周囲は住宅が密集しているというほどではありませんけれども、住宅地の中の畑ですよ。

譲受人は、〇〇在住でして、この土地に14台の駐車可能な駐車場を整備するというにしています。

ちなみに、私が先月の総会で、約21aの農地を〇〇在住の人が異常に高い〇〇〇〇円で譲り受けるという説明をしましたけれども、この議案も譲受人は同じ人物ですよ。

この土地は、よく見ていただくとわかりますけど、4辺のうち2辺が道路に面していて、雨水は隣接する排水溝に流すという計画になっています。

それから、この土地には隣接して九州電力の高圧線、これもよく見ていただくとわかるんですが、高圧線の鉄塔がありまして、九電がこの土地に地役権を設定していますので、駐車場を整備することについては九電の同意書が出されているというふうに事務局から聞いております。

事業費ですが、土地代が〇〇〇〇円ポッキリです。造成費が〇〇〇〇円です。締めて〇〇〇〇円余りということになっています。

すべて自己資金で賄うということにしておりまして、通帳の写しが添付されております。

他にも議案がこの方のはあると思います。

それから、説明は以上ですけども事務局にひとつだけ質問をしておきます。

この議案では、譲受人に必要な自己資金があるという証明のために、譲受人名義の通帳のコピーに、譲受人が原本と相違ないと書いて印鑑を押して原本証明をしているわけです。これは、通帳のコピーに自分自身で原本証明するという方法で事実であるということが担保できるのかどうかというのは問題じゃないかと考えるんですけども、社会通念で考えれば一般的には正しい証明の方法ではないんじゃないかという気がします。

今じゃなくても結構ですけども、来月でも検討して説明してください。以上

です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画用途区域、第一種住居地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地であると判断されます。第3種農地は転用許可対象となります。

二宮委員から説明がございましたけれども、九州電力株式会社の送電線鉄塔が設置されていますことからその関係上地役権が設定されていますが、転用にあたっては九州電力株式会社送配電カンパニー宮崎送配電統括センター長名で地役権設定条項の遵守等の条件を附した同意書をいただいております。以上です。

[議長]

はい、事務局。

[事務局]

はい。ただ今、二宮委員からご質問いただきました件につきましては、事務局で調べまして、次回の総会においてご回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、724㎡。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、従業員住宅です。

担当の森副会長からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、3番。

[3番]

はい。3番。説明します。地図はあまり大きくないかもしれませんが、23ページを見ていただきますと、国道10号線のちょうど〇〇の真東にある地区に〇〇というのがあります。その地区内のほぼ中央にこの土地、畑が存在しております。

譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇と〇〇に養鶏場を持っておられて、養鶏を営んでおられます。今回のこの購入に関しては、従業員を住ませたいということで、今回の購入に至ったということです。

費用につきましては、土地代が総額〇〇〇〇円、造成費が〇〇〇〇円、住宅といえますか三軒長屋みたいな建物ができるんですが、建築費が〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円の費用です。

それから、土地の形状としましては、北側、南側は宅地、東側は公道、西側は水路になっております。

排水につきましては、合併浄化槽を設置して西側の水路に流し、雨水も地下浸透等を利用して、溜め枳を作って排水溝に流す。隣の境界にはブロックをつけて土砂の流入の被害の防除に努める。

それから、土地改良区の同意書が添付されています。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は、過去の公共投資の実績もない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、転用許可対象となります。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、1, 033㎡。ほか1筆。合計面積は、1, 481.71㎡。所有権移転です。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の大福委員からご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、1番。

[1番]

1番。この件に関しまして、30ページをお願いします。

30ページの上の方に交差点がありますけれども、〇〇交差点になります。

ここから〇〇線の方に100mくらい行ったところに〇〇がありまして、〇〇の東側、L字道路とブロック塀に囲まれた一部宅地として登記されておりますが、現況では田として利用されております。

現在雑草地で、〇〇〇〇(円)の造成を行い、整地することとなっております。

す。

雨水は自然浸透のほか、北側水路への排水も使用。これに関しましては土地改良区の申請をされております。

1, 481.71㎡に対しましての対価は、〇〇〇〇円となっております。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画用途区域、第一種中高層住居地域に用途地域が定められている地区にある農地であることから、第3種農地であると判断されます。第3種農地は転用許可対象となります。

先ほど大福委員からも説明がございましたが、水利関係については、小丸川土地改良区の区域内に所在しておりますが、協議が整い差し支えないとの意見書を提出していただいております。以上です。

[議長]

はい、ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第43号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33ページをお開きください。議案第43号「非農地証明交付申請の

承認について」でございます。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、18 m²。所有者、〇〇〇〇。

非農地の事由は、農地として継続して利用することができないと見込まれる土地のためです。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6 番。

[6 番]

6 番。36 ページを見てください。縦長で見えていただきますと、まずざっくりいた場所をいいますと、〇〇から〇〇に向かって300 m程度進んだ、道路に接する右側です。この略図で、左下から右上に向かって斜めに道という字が書いてありますが、これが今お話しした〇〇に向かって進む道路です。この道路に接する右側の**-*と書いてある広い土地が、近年、建設会社が9区画の宅地を造成したところです。

この申請地の具体的な場所は、この9区画の宅地と〇〇に向かう道路と、それから水と書いてありますが、これはどぶ川です、生活用水なんかが流れている。この3つに囲まれた六畳足らずの面積です。

非農地と認められるかどうかという理由ですが、非農地に該当するかどうかを判断するには、この事案では耕作放棄地であるかどうかということがひとつあります。それからもうひとつは、耕作放棄地にいつなったか、ということも重要であるわけです。そのうえで一定の要件を満たしていれば、非農地の判断ができるということになるわけですが、この証明願には、いつから耕作放棄地になったかということも書いてありませんし、なぜ耕作放棄地になったかということも書いてないわけです。

さはさりながら、農業用の機械が使用できない面積の土地であるということ、さらにはこの土地の周囲の状況から見て、この土地を農地として利用することは事実上できないだろうということで、客観的な事情を参酌すれば、担当委員の一個人としては、非農地判断することもやむを得ないというふうに考えてい

ます。

説明は以上ですけれども、ひとつ注文がありまして、この証明願にはいつ頃からどういう理由で耕作放棄地になったかということが書いてないわけです。

これは、一番重要なことが書いてないですね。書かないで非農地証明をしてくれというふうに書いてあるわけです。これは非常に間抜けな証明願だと思いますよ。面積や所在地は書いてあるんですけど、肝心なことが書いてないんです。

この様式は、事務局がおそらく指示して書かせているものだと思いますね。様式の書きっぷりから見ると、事務局が指示しているというふうに思えるんです。もしそうであるとすれば、公務員の仕事としてはお粗末ですよ、これは。肝心なことを書かせないんですから。

なぜこういう様式を使っているのかと私調べてみました、インターネットで。ほかの宮崎県内の農業委員会でもこの様式を使っているところがあるんです。だがおそらく、そういうものをまねして何も考えずに使ってるんです。それだけのことだと思いますよ。

しっかりしている農業委員会は、別のものを、ちゃんとしたものを作っています。そして理由を書かせているんです。

これについては、今後どうするかということ、様式を決めて検討して、しっかりした様式の案をいずれ説明してください。こんなことをやっていると笑われますよ。以上です。

[議長]

わかりました。事務局。

[事務局]

はい。ただ今ご指摘いただきましたことを真摯に受け止め、また、検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

[議長]

はい、事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号8、議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。利用権設定です。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、753㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の宮越推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明します。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。

申請地は、〇〇になるんですけど、そちらの〇〇の農道を西へ直線で50m行った右手に申請地はございます。

以前から利用権設定はしていた土地であります、今回は農地中間管理事業を使っただけの案件ということになります。

現状は、その土地にハウスが2棟建っており、あまり管理されている様子ではありませんでしたが、今後に関しては管理していくということでした。

期間は5年間で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これをもちまして、令和元年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 14時32分)